

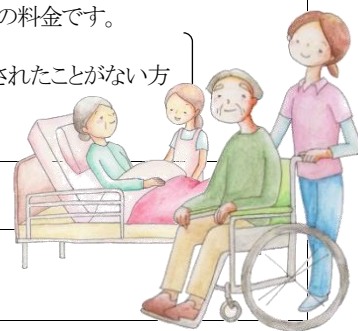


福祉用具専門相談員 指定講習



介護保険制度のもと、福祉用具貸与事業等で必要とされる知識・技能を有する福祉用具専門相談員を養成する講座です。どなたでも受講可能です。

講習日時	令和7年8月21日(木)～9月16日(火) [8日間/51時間]													
	<table><tr><td rowspan="3">日程</td><td>9時～16時30分</td><td>① 8月21日(木)</td><td>⑧ 9月16日(火)</td></tr><tr><td>9時～16時</td><td>② 8月26日(火)</td><td>③ 8月28日(木)</td><td>⑥ 9月 9日(火)</td></tr><tr><td>9時～17時</td><td>④ 9月 2日(火)</td><td>⑤ 9月 4日(木)</td><td>⑦ 9月11日(木)</td></tr></table>		日程	9時～16時30分	① 8月21日(木)	⑧ 9月16日(火)	9時～16時	② 8月26日(火)	③ 8月28日(木)	⑥ 9月 9日(火)	9時～17時	④ 9月 2日(火)	⑤ 9月 4日(木)	⑦ 9月11日(木)
日程	9時～16時30分	① 8月21日(木)		⑧ 9月16日(火)										
	9時～16時	② 8月26日(火)		③ 8月28日(木)	⑥ 9月 9日(火)									
	9時～17時	④ 9月 2日(火)	⑤ 9月 4日(木)	⑦ 9月11日(木)										
講習会場	胆江地域職業訓練センター (運営機関：職業訓練法人水沢職業訓練協会) 〒023-0841 岩手県奥州市水沢真城字中上野96番地3 TEL 0197-23-3388 FAX 0197-23-3389													
内 容 (カリキュラム)	次の条件を満たした方に修了証書を交付いたします。 ①全カリキュラムを履修すること ②修了評価の結果が定めた基準に達していること													
	「福祉用具専門相談員指定講習」カリキュラム 1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 福祉用具の役割(1時間)／福祉用具専門相談員の役割と職業倫理(1時間) 2 介護保険制度等に関する基礎知識 介護保険制度等の考え方と仕組み(2時間)／介護サービスにおける視点(2時間) 3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識 からだところの理解(6時間)／リハビリテーション(2時間)／高齢者の日常生活の理解(2時間)／介護技術(4時間)／住環境と住宅改修(2時間) 4 個別の福祉用具に関する知識・技術 福祉用具の特徴(8時間)／福祉用具の活用(8時間) 5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識 福祉用具の供給の仕組み(2時間)／福祉用具貸与計画等の意義と活用(5時間) 6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成(5時間) ◎修了評価(1時間)筆記													
受講料	会員 39,000 円 (30,000 円) 一般 70,000 円 (47,000 円) ※()内の受講料は、中小企業の「雇用保険被保険者」であって全時間を受講し受講中は賃金を受けられる方、または建築大工・左官等の一人親方、あるいは以下のいずれかに該当する求職中の方の料金です。 ・45 歳未満の未就職卒業生で、学校等卒業後概ね 3 年以内の方 ・45 歳未満でフリーター等過去 5 年以内において、概ね 3 年以上継続して正規雇用されたことがない方 ・45 歳以上の中高年齢者(定年退職者を含む)で再就職準備のため受講する方 ・出産・育児を終了した女性で、職場復帰・再就職準備のため受講する方													
定 員	20名 ※訓練中・通校途上の事故に備えて職業訓練生総合保険をお勧めしています。													
申込方法	申込用紙に必要事項をご記入のうえ、FAX またはご持参ください。 申込用紙はダウンロードできます。 https://ok-vts.ac.jp/syorui/													
申込〆切	令和7年8月7日(木) ※ 受講申込者が少ない場合、講習会を中止することがあります。 ※ 申込後のキャンセルは、1週間前から発生しますのでご了承願います。													
そ の 他	* 本人確認のため、受講初日に公的証明書類の提示をお願いいたします。 * 介護保険法施行令第3条第1項に規定する介護員養成研修修了者(ヘルパー2級や介護職員初任者研修修了者)も、この講座を受講しなければ福祉用具専門相談員業務を行えません。 * 介護福祉士など、介護保険法施行令第4条第1項に定める一定の有資格者は、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員業務を行うことができます。													
実施機関 問合せ先	職業訓練法人水沢職業訓練協会 〒023-0841 奥州市水沢真城字中上野96番地3 TEL (0197) 23-3388 FAX (0197) 23-3389 URL https://ok-vts.ac.jp/													



令和7年度 第1回（福祉用具専門相談員指定講習）時間割表

日 時	時 間	教 科 名
①8月21日（木）	9:30～10:30（1時間）	福祉用具の役割
	10:30～11:30（1時間）	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
	11:30～14:30（2時間）	住環境と住宅改修
	14:30～16:30（2時間）	からだところの理解
②8月26日（火）	9:00～14:00（4時間）	からだところの理解
	14:00～16:00（2時間）	リハビリテーション
③8月28日（木）	9:00～11:00（2時間）	介護保険制度等の考え方と仕組み
	11:00～16:00（4時間）	介護技術
④9月2日（火）	9:00～11:00（2時間）	介護サービスにおける視点
	11:00～14:00（2時間）	高齢者の日常生活の理解
	14:00～17:00（3時間）	福祉用具の特徴
⑤9月4日（木）	9:00～15:00（5時間）	福祉用具の特徴
	15:00～17:00（2時間）	福祉用具の活用
⑥9月9日（火）	9:00～16:00（6時間）	福祉用具の活用
⑦9月11日（木）	9:00～11:00（2時間）	福祉用具の供給の仕組み
	11:00～17:00（5時間）	福祉用具貸与計画等の意義と活用
⑧9月16日（火）	9:00～15:00（5時間）	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
	15:30～16:30（1時間）	修了評価
8日間	51時間	

※日程は都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※欠席に関する注意事項：当協会が「やむを得ない事情による欠席」と判断した場合は、補講（有料）を受講できます。
ただし、日時は当協会が指定する日となります。